

令和6年度 沼津市営住宅自由ヶ丘団地整備事業に係る事後評価及び次期事業手法検討業務委託業務

<質問に対する回答>

質問 番号	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	仕様書	2	5	(1)	①	ア 各種書類調査	各種書類調査とは、書類上の管理状況等、事業としてこれまでに整理された資料等を確認するものであり、施設の劣化診断等は業務対象外ということによろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 ただし、劣化診断等の独自提案を妨げるものではありません。
2	仕様書	2	5	(2)	②	事業手法の検討	「本団地のみならず市営住宅すべてを含め費用対効果の検討」とのことについて、本団地の次期事業手法として、市内の他団地を事業範囲に追加することの可能性を想定されていますか。また、その場合、本団地を除く他団地の整備又は管理運営における費用対効果に係る基準等を独自に設定されていますか。	次期事業手法の検討範囲は本団地に限ることを基本としておりますが、管理手法の費用対効果を検討するうえで他の市営住宅を含めて検討することが必要となることから、仕様書のとおり記載しております（本団地以外の市営住宅についての法定点検等の施設管理は、市から毎年入札等により決定した受託者に業務委託している）。 ただし、本団地以外の市営住宅の次期事業手法の検討についての独自提案を妨げるものではありません。 なお、市営住宅の管理・整備の方針については、「参加要領 18参考資料⑤⑥」に示しております。
3	仕様書	2	5	(2)	③	簡易的な手法によるVFMの算出	現PFI事業の契約満了時までに現PFI事業の業務範囲内で対応予定の修繕計画について、策定予定でしょうか。また、当該修繕計画が、本業務着手時、又は年内に内容確定する見込みはございますか。	PFI事業者により、本団地の修繕計画が作成されております。 その他、市による市営住宅の管理・整備の方針については、「参加要領 18参考資料⑤⑥」に示しております。

令和6年度 沼津市営住宅自由ヶ丘団地整備事業に係る事後評価及び次期事業手法検討業務委託業務

< 質問に対する回答 >

質問 番号	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
4	仕様書	2	5	(2)	⑤	外部有識者等からの意見聴取	庁内外の会議体が想定されていますが、本業務の受託者の担当範囲は会議資料の作成支援のみであり、当該会議体の開催（会場確保・謝金支払・議事進行等）については、貴市が御対応されるということによろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	-	-	-	-	-	打合せ方法	貴市と受託者の打合せ方法について、コミュニケーションの円滑化のため、適宜WEB会議形式とすることは可能でしょうか。	打合せ方法について、適宜WEB会議形式とすることに支障ありません。 ただし、使用するアプリケーションに制限があります（Zoomは可能）。